



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和6年6月5日（水）岐阜県発表資料			
担 当 課	担 当 係	担 当 者	電 話 番 号
技 術 検 査 課	建 設 業 企 画 監	溝 口 智 久	内線 4553 直通 058-272-8504 FAX 058-278-2734

入札参加資格停止の措置について

1 概 要

大成建設（株）が共同企業体として東海旅客鉄道（株）から受注した中央新幹線南アルプストーンネル新設（山梨工区）工事において、令和5年4月18日に下請会社の作業員が負傷した事故について、所轄の^{かじかざわ}鵜 沢 労働基準監督署長に遅滞なく提出しなければならない労働者死傷病報告書を、下請会社が令和5年7月4日まで提出せず、大成建設（株）の社員もこれに関与した。

このことについて、同社員が労働安全衛生法違反により、令和6年3月26日に^{かじかざわ}鵜 沢 簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

2 対 応

「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」第2第1項及び別表第2第6号の規定に基づき、入札参加資格の停止措置を講じる。

3 停止措置業者

大成建設（株）（本店：東京都新宿区）

4 停止期間

令和6年6月6日から8月5日まで（2カ月）

5 参 考

○「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」（抜粋）
（資格停止）

第2 知事は、有資格業者が別表第1又は**別表第2**に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、それぞれ同表に定める期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について資格停止を行うものとする。

別表第2

措 置 要 件	期 間
6 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、県工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1カ月以上9カ月以内